基準日：　2026年10月30日

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

【商品分類】 追加型投信／海外／株式　【設定日】 2011年7月29日　【決算日】 原則3月、6月、9月、12月の各4日

おかげさまで15周年を迎えました

日頃より、当ファンドをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、スイス・グローバル・リーダー・ファンドは、
2026年7月29日に設定から15周年を迎えました。
引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	10,509円
純資産総額	265.43億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

	純資産比
スイス株式マザーファンド	97.67%
コール・ローン等	2.33%

期間別騰落率

	当ファンド
過去1ヵ月間	6.03%
過去3ヵ月間	−0.45%
過去6ヵ月間	7.05%
過去1年間	18.77%
過去3年間	66.05%
過去5年間	58.05%
設定来	454.88%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものとして計算しており、実際の騰落率とは異なります。
※ 設定来のファンド騰落率は、10,000 円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2016/10/31～2026/10/30



※ 基準価額（税引前分配金再投資）は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものとして計算しております（以下同じ）。
※ 基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）の計算において信託報酬（後掲「ファンドの費用」参照）は控除されております（以下同じ）。
※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績（直近5期分／1万口当たり、税引前）

2025年09月	400円
2025年12月	500円
2026年03月	1,000円
2026年06月	400円
2026年09月	350円
設定来累計	18,560円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

業種別構成比率（マザーファンド）

業種	純資産比
ヘルスケア	40.0%
資本財・サービス	18.8%
金融	17.0%
生活必需品	9.8%
一般消費財・サービス	4.6%
情報技術	4.5%
素材	4.5%

構成比率（マザーファンド）

	純資産比
株式	99.25%
コール・ローン等	0.75%

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

組入上位10銘柄（マザーファンド）

	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1	ROCHE HOLDING AG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	13.6%
2	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	10.7%
3	NESTLE SA-REGISTERED-B	スイス・フラン	スイス	生活必需品	9.3%
4	UBS GROUP AG	スイス・フラン	スイス	金融	7.2%
5	ABB LTD	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	7.1%
6	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス・フラン	スイス	金融	6.0%
7	LONZA GROUP AG-REG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	4.8%
8	CIE FINANC RICHEMONT-A	スイス・フラン	スイス	一般消費財・サービス	4.6%
9	SANDOZ GROUP AG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	4.0%
10	GALDERMA GROUP AG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	3.5%
				組入銘柄数	32銘柄

※ 業種別分類は、世界産業分類基準に準じて UBP インベストメンツが分類しています。

組入上位10銘柄の紹介

	組入銘柄	銘柄紹介
1	ROCHE HOLDING AG （ロシュ・ホールディング）	製薬会社。心血管疾患、伝染病、自己免疫疾患、呼吸器疾患、皮膚病、代謝異常、腫瘍、移植、中枢神経系などの疾病を対象とする処方薬を開発、製造する。
2	NOVARTIS AG-REG SHS （ノバルティス）	医薬品会社。医薬品および消費者用ヘルスケア商品を製造。医薬品の分野は、心血管疾患、呼吸器疾患、感染症、腫瘍、神経系疾患、移植、皮膚病、胃腸系疾患、泌尿器系疾患、関節炎など。また、診断薬およびワクチン、視力関連、動物用ヘルス商品なども製造する。
3	NESTLE SA-REGISTERED-B （ネスレ）	多国籍食品加工会社。広範囲にわたる食品の製造・販売を手掛ける。製品は、ミルク、チョコレート、菓子類、飲料水、コーヒー、クリーマー、調味料、ペットフードなど。
4	UBS GROUP AG （ユービーエス）	金融サービス会社。個人、法人、機関投資家向けに金融サービスを提供する。投資銀行業務、小売銀行業務、法人・機関投資家向け銀行業務、総合的な資産運用計画および資産運用サービスのほか、ファンド管理、第三者ファンド運用などの証券サービスも手掛ける。
5	ABB LTD （ABB）	電力・自動化テクノロジー会社。事業分野は、発電、電力システム、オートメーション製品、工程自動化、ロボット工学など。
6	ZURICH INSURANCE GROUP AG （チューリッヒ・インシュランス・グループ）	保険ベースの金融サービス会社。個人、中小企業、民間企業、大企業、多国籍企業を対象に、一般および生命保険商品とサービスを提供する。
7	LONZA GROUP AG-REG （ロンザ・グループ）	有機化学薬品、殺菌剤、活性剤、バイオ製品などのメーカー。カスタマイズされた化学品の製造および発酵加工に従事。生命科学、医薬、食品加工、農産品メーカーなどに向けた製造施設を欧州、米国、中国に所有する。
8	CIE FINANC RICHEMONT-A （フィナンシエール・リシュモン）	持株会社。子会社を通して、高級な宝石類、腕時計、皮製品、筆記具、男女衣料品の製造・販売を手掛ける。
9	SANDOZ GROUP AG （サンド・グループ）	製薬会社。ジェネリック医薬品およびバイオシミラー（バイオ医薬品の特許期間が終了した後に、異なる製薬会社により開発された同等・同質の医薬品）の製造、販売を行う。世界各地に拠点を持つ。
10	GALDERMA GROUP AG （ガルデルマ・グループ）	皮膚科学領域に特化した製薬会社。注射美容、皮膚科学スキンケア、治療皮膚科を含むセルフケア皮膚科市場全体をカバーするサイエンス主導のポートフォリオを持つ。

※ 上記内容は、組入銘柄の紹介を目的として運用委託会社からの情報を基に弊社が作成しており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。
※ 上記内容は、作成段階で入手しうる情報をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
※ 当ファンドでは銘柄入替を行うことがあるため、現在の銘柄と異なる場合があります。

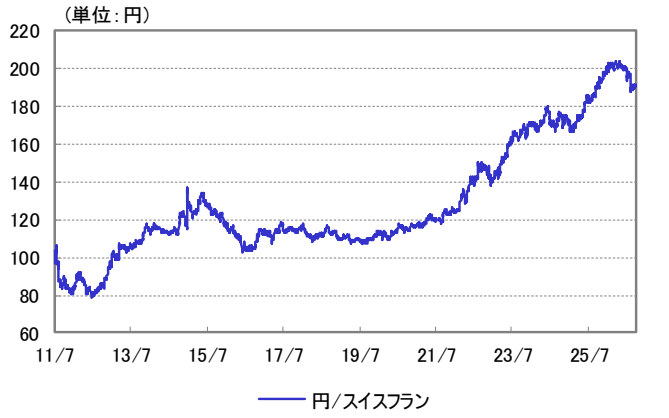
基準日： 2026年10月30日

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

＜ご参考＞

スイスフラン 為替レート

2011/07/29～2026/10/30



	円/スイスフラン
2026年9月30日	188.56
2026年10月30日	191.65
スイスフラン騰落率	1.64%

※ スイスフラン騰落率がプラスの場合は円安スイスフラン高、マイナスの場合は円高スイスフラン安となります。

出所：Bloomberg

主要株式指数

2011/07/29～2026/10/30



	スイスパフォーマンス指数
2026年9月30日	19,612.09
2026年10月30日	20,847.01
騰落率	6.30%

※ 休日の場合は直近の指数値を表示しております。
※ 上記指数はベンチマークではありません。

出所：Bloomberg

ファンドマネージャーコメント

〇先月の市場動向

10月のスイス株式市場（SPI指数）は、6.30%の上昇となりました。

10月は、米国の景気モメンタムの鈍化を背景に米金利の先高観が後退したことに加え、AI関連銘柄からディフェンシブ銘柄への資金シフトが進んだことが追い風となり、スイス株式市場は上昇しました。特に、景気変動の影響を受けにくい医薬品や食品などのセクターに資金が流入し、指数構成比の大きいロシュ、ノバルティス、ネスレといった主力大型株が市場の上昇をけん引しました。また、翌2027年に向けた企業業績の拡大期待や、スイスフラン安に伴う輸出関連企業の業績改善期待なども株価を支援しました。

〇先月の運用状況

当ファンドの騰落率は6.03%となりました。スイス株式市場が上昇したことに加え、スイスフランが対円で上昇したことなどから基準価額は上昇しました。

１０月は、大きな銘柄入れ替えは実施せず、概ね現状のポートフォリオを維持しました。

〇今後の見通し

年初来、世界株式市場はEPS（1株当たり利益）の成長にけん引され、EPS成長率の予想も継続的に上方修正されてきました。しかし、足元では原油価格の上昇やインフレ期待の高まり、債券利回りの上昇が株式市場の重しとなっています。また、市場のパフォーマンスは、大型IT・AI関連銘柄の一部に大きく集中してきましたが、7-9月期以降は、業種内での物色の循環やボラティリティ（価格の変動幅）の高まりも見られています。年末に向けては、EPS成長が引き続き株式市場を下支えする要因になると予想されます。

こうした環境下で、スイス株式市場は分散投資の観点で魅力を提供しています。スイス株式市場は、米国株および世界株式との過去1年間の相関が歴史的に低い水準にあるほか、ディフェンシブな業種構成や地域的に分散された売上高構成を特徴としています。また、中小型株を中心に、利益成長見通しも堅調です。コンセンサス予想によれば、2026年および2027年のEPS成長率は、大型株より、中小型株の方が高い水準となっています。ポートフォリオには、AIインフラ整備、欧州のインフラ投資、省エネルギー、サプライチェーンの強靭化、高齢化社会など、複数の長期的な成長テーマの恩恵を受けうる企業が含まれており、特に複数の最終市場で事業を展開する企業を選好しています。こうした投資方針により、異なる成長トレンドを取り込むことで、投資スタイルや業種間の物色の循環にも柔軟に対応できると考えています。また、同戦略では、中小型株を構造的にオーバーウェイトとする方針を維持しています。

（運用委託先からの情報を基に当社が作成）

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

ファンドの特色

1 スイス株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
- マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を、「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。

2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界Ｎｏ．１のリーディングカンパニーへ集中投資します。
- 世界Ｎｏ．１のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 原則、年4回決算を行います。
- 3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日。
- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

- 当ファンドは特化型運用を行います。

 特化型運用ファンドとは、一般社団法人資産運用業協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄※が存在するファンドをいいます。
 ※ 支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

- 当ファンドの実質的な投資対象であるスイス株式市場には、構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆銘柄集中投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※ 受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事態※が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 ※ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき
信託期間	無期限（設定日　2011年7月29日）
繰上償還	次のいずれかの場合には、繰上償還させることがあります。 • 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合 • 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="2">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td>購入価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。
※　詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.848%（税抜1.68%）を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>配分（税抜）</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.90%</td><td>ファンドの運用の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.70%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.08%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
</table>
※　委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕</td></tr>
<tr><td>その他の費用・
手数料</td><td>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。
・　監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
・　有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
・　外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用
・　信託財産に関する租税　等
※　上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</td></tr>
</table>

●　当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※ 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※ 法人の場合は上記とは異なります。
※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

●「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」受賞歴

R&I ファンド大賞 2026 R&I Fund Award 2026

Ｒ＆Ｉファンド大賞2026年

●投資信託10年　欧州株式部門　『最優秀ファンド賞』
「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」

「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」はＲ＆Ｉファンド大賞2022の「投資信託／欧州株式部門」において「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」はＲ＆Ｉファンド大賞2015の「投資信託／欧州株式部門」において「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

「Ｒ＆Ｉファンド大賞」は、R&Ｉが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきＲ＆Ｉが保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第２９９条第１項第２８号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はＲ＆Ｉに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。「投資信託／総合部門」の各カテゴリーは、受賞運用会社の該当ファンドの平均的な運用実績を評価したもので、受賞運用会社の全ての個別ファンドについて運用実績が優れていることを示すものではありません。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会　一般社団法人資産運用業協会 ホームページ　：　https://www.sompo-am.co.jp/ 電話番号　　：　0120-69-5432　●リテール営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。

SOMPO

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
Ｊトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○	○		
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○			
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
損保ジャパンＤＣ証券株式会社 （確定拠出年金専用）	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第106号	○				
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○			
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第172号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
光証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第30号	○	○		○	
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○				
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 （委託金融商品取引業者 三菱ＵＦＪモルガン・ スタンレー証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社ＳＢＩ新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券、 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				

＜備考欄の表示について＞

※１　記載の日付より新規お取扱いを開始します。

※２　記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。

※３　新規のお取扱いを行っておりません。

＜ご留意事項＞

・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。

・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。

・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。